

ID: 57

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市高等学校生徒の通学費の助成に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第83号		
【根拠条文】 (助成金の返還等) 第5条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その交付した助成金を返還させるとともに、以後の助成金の交付を停止することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日